

第2回高知県特別職報酬等審議会資料

日 時：平成30年2月1日（木）
午前11時10分～12時
場 所：県庁第二応接室

目 次

- 1 平成29年度第1回高知県特別職報酬等審議会 委員の主な意見（要旨）・・・ 1
- 2 特別職報酬等の全国状況等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

平成 29 年度 第 1 回高知県特別職報酬等審議会

委員の主な意見（要旨）

平成 30 年 1 月 11 日（木）

15:00～16:30

1 給料及び報酬

(1) 支給額

- 本則部分は、四国の他の県と横並びであったものが、徐々に低くなり差が出ている。合わせた方がいいのではないか。
- 高知には高知の財政があるから、四国の他の県に合わせる必要はなく、高知県らしくやればよい。
- 四国の他の県に合わせたい気持ちは強いが、説明できる理由、材料が見出しにくい。
- 支給額は平成 15 年から 2 万円ずつ引き下げてきており減額は考えられない。四国の他の県と比べても一番低い。
- 少なくとも下げる必要はないが、引き上げる強力な説明がないと引上げも難しい。

2 退職手当

- 一般職と特別職は別でいいのではないか、無理に（一般職の引下げ率に）合わせる必要もないのではないか。
- 一般職が下げて特別職が何も無いというのは難しいと思うが、元の本則部分の水準が四国の他の県と比べて低いので、それもトータルで考えるべきではないか。引下げの率を一般職に合わせるということにはならないのではないか。
- 一般職の退職手当の改正を駆け込みのようにやっている中で、準じるかどうかは別として多少の減額はやむを得ないのではないか。
- 特別職は一般職と異なり、普段の給料も減額されているので、そこを考慮していただけないか。どんどん減るのは申し訳ないという気持ち。

特別職報酬等の全国状況等の概要

平成30年1月1日時点

1. 本県における特別職報酬等の状況

(単位:千円)

		知事	副知事	教育長	議長	副議長	議員	
給料(報酬)額 (本則額) ^{注1} (資料10頁)	全国平均	1,295	1,015	829	1,006	899	828	
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820	770
		全国順位	41位	43位	32位	45位	39位	40位
給料(報酬)額 +地域手当 ^{注2} (11頁)	全国平均	1,323	1,038	848	1,006	899	828	
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820	770
		全国順位	43位	43位	35位	45位	39位	40位
年間給与 ^{注3} (本則額) (18-23頁)	全国平均	22,061	17,292	14,121	16,793	15,005	13,818	
	高知県	支給年額	20,035	15,437	12,691	14,780	13,466	12,645
		全国順位	41位	43位	40位	46位	40位	40位
退職手当額 (本則額) ^{注4} (35-37頁)	全国平均	8,960	5,039	2,768	—	—	—	
	高知県	支給年額	7,320	4,061	2,340	—	—	—
		全国順位	46位	46位	31位	—	—	—
年収 ^{注5} (本則額) (35-37頁)	全国平均	30,830	22,331	16,863	16,793	15,005	13,818	
	高知県	支給年額	27,355	19,498	15,031	14,780	13,466	12,645
		全国順位	43位	46位	33位	46位	40位	40位
知事の給料 に対する割合 (17頁)	全国平均	—	78.4%	64.0%	77.7%	69.4%	63.9%	
	高知県	支給割合	—	77.0%	63.9%	73.8%	67.2%	63.1%

注1「本則額」とは、条例で定められている給料(報酬)の額である。(特例条例等による減額前の額)

注2「地域手当」とは、民間の賃金が高い地域の職員に対し、給料とは別に、給料に3～20%を乗じた額を支給しているもの。

注3「年間給与」とは、本則額、地域手当及び期末手当の1年間の支給額を合計したもの。

注4「退職手当額」とは、退職手当を1年分に換算した場合の支給額である。

注5「年収」とは、年間給与に「退職手当を1年分に換算した場合の支給額」を合計したもの。

2. 給料の改定状況

(1) 知事の給料に改定のあった団体の状況(前回の審議会(H29.1)以降)(8-9頁) (単位:千円)

団体名	支給月額(本則)		改定額 (A) - (B)	改定の主な理由
	H30.1.1時点 (A)	H29.1.1時点 (B)		
鳥取	1,151	1,143	8	一般職の給与の改定率等を考慮

(2) 本県における一般職の給与の改定状況(前回の特別職報酬の改定(H22.4)以降)(24頁)

	改定率	公民較差	人事委員会の報告より
平成27年	0.15%	0.15%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が昨年に引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定して改定 を行うこと。
平成29年	0.17%	0.17%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が4年連続初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層にも同程度の改定 を行い、 その他については、200円を引き上げることを基本とする。

3. 退職手当の改正状況

(1) 知事の退職手当に改定のあった団体の状況(前回の審議会(H29.1)以降)

団体名	支給割合		差引 (A) - (B)	改定率	適用期日	改定の主な理由
	改定後 (A)	改定前 (B)				
東京都	50/100	52/100	△2/100	-3.8%	H30.1.1	一般職の支給率の見直しを踏まえ改定。
京都府	62/100	65/100	△3/100	-4.6%	H30.1.1	全国の都道府県知事の支給割合の状況等を踏まえ改定。 なお、報酬審で①社会情勢②行財政状況③他県の状況を勘案する旨の意見が出され、一般職の引き下げも社会情勢として考慮し、同時期に引き下げ。
愛媛県	48.1/100	50/100	△1.9/100	-3.8%	H30.1.1	一般職の支給率の見直しを踏まえ改定。
福岡県	51.9/100	54/100	△2.1/100	-3.9%	H30.1.1	一般職の退職手当の引下げを勘案して改定。
長崎県	52/100	54/100	△2/100	-3.7%	H30.1.1	国の特別職に対する退職手当の支給水準が見直されたことを踏まえ、国家公務員の引下げ率に準じて、一般職に先んじて支給率を見直し。

(2) 上記都府県以外の道府県の対応状況(高知県を除く)

	団体数	主な理由
検討中 (2月議会提案予定)	13	一般職の支給率の見直しに併せての改正を予定しているため。 適用日(4月1日:10団体、3月1日又は4月1日:1団体、 公布日:1団体、調整中:1団体)
検討中 (時期未定)	9	他県の状況や動向を勘案して検討するため。
予定なし	19	特別職退職手当は一般職退職手当とは連動していないため。

(3) 本県における一般職の退職手当の改定状況(前回の特別職の退職手当の改定(H25.4)以降)

	調整率の改正		差引 (A) - (B)	改定率	適用期日	改定の主な理由
	改定後 (A)	改定前 (B)				
平成29年	83.7/100	87/100	△3.3/100	-3.8%	H30.2.1	人事院の官民比較調査結果及び見解に基づき、国家公務員の退職手当が改正されたため。